下水道使用料の未賦課問題の顛末について(平成30年3月末)

平成12年度から平成14年度にかけまして、本来賦課されるべき下水道使 用料が賦課されなかった事案につきまして、その顛末を報告させていただきま す。

下水道使用料の請求を怠り未賦課分とされた10,013件、総額476,021,727円への対応につきましては、甲府市職員が一丸となって全庁体制による戸別訪問を、全9回延べ23,372戸に実施し、謝罪と納付のお願いを行って参りました。この間には、督促状や催告状の発送や生活実態を把握する中で、納付のお約束をお願いして参りました。さらに、納付約束を頂きながら納付実績の無かった方には、財産調査を実施し預金の差押を執行するなど、納付の公平性確保にも努めてきたところであります。

こうした取り組みと市民の皆様方のご理解によって、平成30年3月末時点の未賦課分の収納状況は、納付実績8,904件(99.83%)、金額441,255,235円(99.88%)を納付して頂いたところであり、分納誓約を頂いた皆様には引き続き納付のお願いをいたしております。

また、請求の相手方が居所不明や死亡、企業の倒産などにより徴収できる見込みのない1,100件につきましては、平成30年3月末時点において地方税法の滞納処分の例により34,228,535円を不納欠損処分いたしました。

下水道使用料の未賦課問題につきましては、市民の皆様に大変なご迷惑をお掛けいたしました上に、格別なご理解、ご協力を頂いたことにより一定の区切りを迎えられましたことに改めて厚く御礼申し上げます。

今後は、このような事案が二度と発生しないよう、再発防止に向けた取り組み を強化し、万全の態勢で業務を執行し失われた信頼の回復に努めて参ります。

■お問い合せ先

営業課 TEL 055-228-3312